

四国地方整備局訓令第13号

仁淀川流域学識者会議規約を次のように定める。
平成24年12月26日

四国地方整備局長

仁淀川流域学識者会議規約

(趣旨)

第1条 仁淀川水系河川整備計画を策定するに当たり「仁淀川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、それぞれの立場から四国地方整備局長(以下「局長」という。)及び高知県知事(以下「知事」という。)に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に仁淀川流域学識者会議(以下「学識者会議」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員は、仁淀川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。
2 学識者会議は、委員9名で構成する。
3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
2 事務局員は、四国地方整備局河川部、高知河川国道事務所及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。
3 事務局は、学識者会議の運営に当たる。
4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。
一 学識者会議の秩序を乱した者
二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は、局長及び知事が委員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。